

重要事項説明書【介護保険】

1.事業所の概要

事業所名	あすなろ訪問看護ステーション		
所在地	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-483		
提供可能サービス	訪問看護・予防訪問看護		
介護保険事業所番号	4060490010号		
管理者及び連絡先	サービス種類	管理者	連絡先
	訪問看護・予防訪問看護	安永 弥生	092-936-9653
サービス提供地域	須恵町・志免町・宇美町・粕屋町・博多区		

2.事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類	人員
管理者	訪問看護	1名
看護師	訪問看護	6名
PT(理学療法士)	リハビリ	2名
OT(作業療法士)	リハビリ	1名
ST(言語聴覚士)	リハビリ	1名
事務職	事務	1名

3.営業日・時間

サービス種類	平日・土曜日	休祭日
訪問看護	8:30~17:00	

※訪問看護は12月31日(12:30)~1月3日までは「休祭日」の扱いになります。

※電話等により24時間連絡可能な体制で営業時間にかかわらずサービス提供を隨時相談に応じます。

4.サービス利用及び利用者負担

基本料金	ご利用者様負担額					
	単位数		1割負担		2割負担	
	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援
訪問看護	20分未満	1回/毎	314	303	¥314	¥303
	30分未満	1回/毎	471	451	¥471	¥451
	30分以上60分未満	1回/毎	823	794	¥823	¥794
	60分以上90分未満	1回/毎	1,128	1,090	¥1,128	¥1,090
リハビリ	1回 20分	1回/毎	294	284	¥294	¥284
	1回 40分	1回/毎	588	568	¥588	¥568
※早朝(6~8時)・夜間(18~22時) 25%割増 深夜(22~翌6時)50%割増						
サービス提供体制加算	1回		6	¥6	¥12	¥18
初回加算	初月又は該当月		350	¥350	¥700	¥1,050
緊急時訪問看護加算	1回/月		600	¥600	¥1,200	¥1,800
特別管理加算 I	1回/月		500	¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算 II	1回/月		250	¥250	¥500	¥750
ターミナルケア加算	該当月		2,500	¥2,500	¥5,000	¥7,500

※令和6年6月改定

5.その他の利用料金(税別)

交通費	¥0	通常の事業実施区域内
	¥500	実施地域以外から片道15km未満
	¥1,000	実施地域以外から片道15km以上
死後の処置料	¥10,000	※死亡時の訪問の場合に頂きます。
訪問時間内のキャンセル	利用料金の50%	利用者都合の場合(急変など除く)
自費訪問看護	5,000円/1時間	介護保険適用外の場合

(税抜き価格です)

・1単位=10.00円で計算した場合の金額です。

・一ヶ月の合計単位数での計算になるため、誤差が発生する場合もあります。

・介護保険の一部負担金につき、公費負担がある場合は、その分が減免となります。

・急性増悪等により一時的に頻回な訪問看護が必要になった場合は、医療保険の取扱いとなります。

6.キャンセル

①利用者がサービスの利用中止をする際は、速やかに下記連絡先までご連絡下さい。

連絡先 : 092-936-9653

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用日の前々日までにご連絡下さい。

※当日訪問時のキャンセル(利用者都合)はキャンセル料を申し受けことになりますので、ご了承下さい。

(但し、利用者の急変などの緊急の場合はキャンセル料は不要です)

7.事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に関する居宅介護支援事業所に対して、連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行い、原因を解明し再発防止の対策を講じます。

8.緊急時の救急車の同乗他

介護保険に関する訪問看護サービスは、利用者宅以外での看護サービスは認められていません。このため、利用者急変時の看護師等の救急車同乗など、利用者宅以外の訪問看護については保険給付対象外サービス(自費訪問看護)となりますことをご了承下さい。

別途、時間単位による自費、搬送先病院からの看護師交通費などを請求させていただく場合があります。

9.相談・苦情窓口

・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【電話】092-936-9653 【FAX】092-936-9655 担当者:訪問看護管理者 安永 弥生

対応時間 8:30~17:00

○公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

利用者からの苦情を処理する為に講ずる措置の概要

【事業所名】 医療法人社団 正信会 あすなろ訪問看護ステーション

【サービスの種類】 訪問看護・介護予防訪問看護

設置の概要

1.利用者からの相談又は苦情などに対する窓口(連絡先)担当者の設置

※相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。

また、担当者不在時は基本的な事項については、誰もが対応出来る様にすると共に、担当者が引継ぎを行う。

【電話】092-936-9653 【FAX】092-936-9655 担当者:訪問看護管理者 安永 弥生

2.円満、かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

・苦情があった場合には、直ちに管理者が相手方に連絡をとり、直接出向くなどして、詳しい事情を聴くと共に、担当者からも事情を確認する。

・管理者が、必要あると判断した場合は、検討会議を行い、結果を必ず翌日までには具体的な対応をする。(利用者に謝罪に行く、改善の取組みに対する検証・報告を行う。)

・記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。処理内容を苦情のあった指定居宅介護支援事業所の介護支援相談員に報告する。

3.その他 参考事項

・普段から苦情が出ないように、利用者の立場に立ったサービス提供を心掛ける。(毎日、重要事項伝達の確認とスタッフに対する研修の実施 等)

4.公共機関の相談窓口

窓口	住所	電話	FAX
須恵町地域包括支援センター	須恵町大字須恵771	092-932-1180	092-957-6242
宇美町地域包括支援センター	宇美町宇美5丁目1-1	092-934-2249	092-957-0286
志免町地域包括支援センター	志免町志免中央1丁目1-1	092-935-1001	092-935-2456
粕屋町役場 介護福祉課	粕屋町駕与1丁目1-1	092-938-0229	092-938-3150
粕屋町支部広域連合相談窓口	久山町大字久原3168-1	092-652-3111	092-652-3106
篠栗町地域包括支援センター	篠栗町大字篠栗4855-5	092-948-6650	092-947-7977
大野城市長寿支援課介護サービス担当	大野城市曙町2丁目2-1	092-580-1860	092-573-8083
博多区役所 介護保険課	福岡市博多区博多駅前2-19-24	092-419-1078	092-441-1455
福岡市東区役所 介護保険課	福岡市東区箱崎2-54-1	092-645-1071	092-631-2191
福岡市南区役所 介護保険課	福岡市南区塩原3-25-3	092-559-5127	092-512-8811
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課	北九州市小倉北区城内1-1	093-582-2771	093-582-2095
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	福岡市博多区吉塚本町13-47	092-642-7859	092-642-7857

裏面あり

居宅サービス標準契約書【介護保険】

事業所:あすなろ訪問看護ステーション

第1条 サービスの目的および内容

1. 事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護のサービスを提供します。

2. それぞれのサービス内容の詳細は、居宅サービス計画書に記載のとおりです。

第2条 契約期間

1. この契約の契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、契約終了までとします。

2. 上記の契約期間満了日の7日までに利用者から更新拒絶の意志表示がない場合は、事業者が利用者に対し契約更新の意思を確認し、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者(要支援～要介護5)と認定された場合、契約は更新されたものとする。

第3条 個別サービス企画等

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

2. 事業者は、利用者が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条 利用者負担金及びその対応

1. サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。なお利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

2. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。

3. 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

4. 事業者は、前提に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することが出来ます。

第5条 利用者の解約権

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。

第6条 事業者の解除権

1. 事業者は、利用者の著しい不正行為により契約が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することが出来ます。この場合、事業者は居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

2. 暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

第7条 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- 第5条の事業者から解約の意思表示がなされたとき
- 第6条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

(1) 利用者が介護保健施設や医療施設に入所又は入院したとき

(2) 利用者について要介護認定が受けられなかったとき

(3) 利用者が死亡したとき

第8条 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合にはこの限りではありません。

第9条 秘密保持

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することが出来ます。

第10条 苦情対応

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情申し立てることが出来ます。

2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があつた場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第11条 契約外条項等

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

2. この契約は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

【署名欄】

当ステーションは、利用者様へ本契約内容及び重要事項説明に関する説明を行いました。
訪問看護事業者として、利用者様の申込みを受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

令和 年 月 日

事業者名 医療法人社団 正信会 あすなろ訪問看護ステーション

所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-483

管理者 安永 弥生

私は(利用者)、あすなろ訪問看護ステーション(事業者)より本契約内容及び重要事項説明に関する説明を受け
訪問看護の契約及び重要事項説明の内容について同意し、利用を申し込みます。

【利用者】 氏名

住所

電話番号

【ご家族又は
代理人】 氏名

(続柄)

住所

電話番号